

平成30年6月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	星公正
委員会開催日	平成30年7月2日(月)
所属委員	〔副委員長〕宮川政夫 〔委員〕 水野さちこ 佐久間俊男 宮川えみ子 高橋秀樹 渡辺義信 斎藤勝利 瓜生信一郎



星公正委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…11件
承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…4件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

- (3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら](#)

(7 月 2 日 (月))

渡辺義信委員

植樹祭の2,000万円の内訳を詳しく聞く。

森林保全課長

2,000万円の内訳について、大きなところでは、テントなど会場整備費が300万円ほど、森林づくり関係の苗木代が400万円ほど、あとは大会参加者のバスの輸送代で、バスの借り上げ等が270万円ほど、チラシ、ポスターが80万円ほどである。ほかに、警備員やスタッフ関係を含めた人件費等をその他の経費として計上した。

瓜生信一郎委員

今部長から、喜多方市高郷町揚津地内の地すべりについて説明があった。大分落ちついてきてはいるが、安定した状況やこれからのことについて、状況を詳しく説明願う。

農村基盤整備課長

喜多方市高郷町揚津地区の地すべりについて、今の状況と今後の対応について説明する。まず、先ほど部長説明であったとおり、4月20日に県道脇のますの鉄のふたに変状があり、その後、現場では地区の東側から西側、集落のあるほうに地すべりが拡大してきた。6月12日から深井戸による強制排水を行っている。現在、現場には深井戸を7基設置し、降雨

時に下流の地すべり区域に地下水が入っていかないよう万全の対策を講じた。また、住民の安全・安心を第一に、監視体制として現場のGPSを最初の3カ所から6カ所にふやし、そのデータを逐次住民に知らせながら現場を進めている。

GPSの観測によると、観測を始めてから6.2mの動きがあったが、現在は集落から一番遠いGP1という箇所でも最大1時間当たり28mmあったものの、鎮静化しておりほとんど動きはない。新たに住宅近くに設置したGPSについても、ほとんど誤差の範囲内の動きで、ゼロに近い状況で推移している。

今回の深井戸やブルーシートの敷設などは応急対策として一定の効果があったと考えているが、ことし6月の降雨量は観測史上最低であり、雨が降らなかったことによる間接的な現場の状況もあるため、今後とも気を引き締めて現場を注視していきたい。

また、6月20日に国の災害関連緊急地すべり対策事業に採択されている。県としては、速やかに現場に着手し、集水井として直径3.5mの大きな井戸を掘り、そこに放射状に水を集める集水ボーリング、たまった水を排水する排水ボーリングを設置する工事を雪が降る前までに行いたい。今回の地すべりの頭の部分にまず2基を設置するため、現在、契約に向け進めている。工事着手についても、できるだけ7月末か8月頭には現場に乗り入れられるよう鋭意努力している。

瓜生信一郎委員

皆の努力に感謝する。また、今まで喜多方市災害対策本部と密接に連絡をとり合ってきたことに対しても礼を述べる。

地すべりが落ちついてきたとのことである。まだまだはっきりしないと思うが、避難している1世帯が戻れる見通しを聞く。

農村基盤整備課長

今回の地すべりについては、正直なところ今はまだ現在進行中である。地すべりが起きている範囲は7ha強あるが、現在は鎮静化しているため、詳細の調査ボーリングを7月末までに入れ、すべり面がどの位置にあるかといったことも含めて地すべりの土塊量をまず早急に調べていきたい。

見通しとしては、今述べたように本格的な対策工事として、集水井2基について今月末から8月頭に現場着手し、約半年近く、雪が降る前までの計画で進めている。今回避難している1世帯2名がいつ戻るかについては、その工事後に状況を見た上で判断せざるを得ない。

県としては、住民の安全・安心のためにできるだけ早急に現場の対策工事を進めることとあわせ、喜多方市と連携をとりながら、まずは住民の安全を第一に、いましばらくはしっかりと情報提供をしながら現場対応をしていきたい。

宮川えみ子委員

関連で聞く。国の調査も入っており、前から動きやすいところだったとのことであるが、特徴的な山のつくりや土質といったものはあるか。

農村基盤整備課長

現在、農地に関する地すべり防止指定区域が41地区ある。そのうち29地区が会津管内で、さらに24地区が喜多方市内にあり、ほぼ半分以上が喜多方市高郷町や山都町、熱塩加納にある。そのほか、所管が違うが、国土交通省や林野庁でも所管している区域が多く、確かに地形、地質的にそのような状況にある。現在いろいろ分析している中で一つははっきり言えることは、ことしの降雪量が例年よりも1.5倍ほど多く、さらには温暖化の影響と思われるが、例年より20日ほど雪解けが早かった。多量の水が短時間で地下に潜り込み、地すべりが誘因されたと考えている。これについても詳細調査を踏まえ、しっかりとその辺の原因をまとめていきたいが、特徴的にはそのような滑りやすい地形、地質のところに今回地下水が必要以上に供給されたことが原因と考えている。

宮川えみ子委員

農 2 ページの林業成長産業化地域創出モデル事業の補正について、対象市町村及び内容を聞く。

森林計画課長

林業成長産業化地域創出モデル事業は、地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地域に利益を還元し、地域の活性化に結びつける取り組みを推進することを目的とし、国が平成29年度に創設した。29年4月に全国で16カ所の地域が選定され、本県からは南会津地域が選定されており、33年度までの5カ年間事業に取り組む。南会津地域の主な取り組みについては、町産材を活用した新たな建築工法による住宅や木造公共施設の整備等を通じて、優良な地域材の供給を図ることにより、山元に利益を還元する内容となっている。

水野さちこ委員

部長説明にもあったパッケージの改善によるブランド化の推進について、今までどのぐらいの数のパッケージが新たなものになって、今どのぐらい対応しているのか。また、新たなものになってからの成果は見えているのか。

農産物流通課長

パッケージについては、昨年度後半からパッケージング研究会を立ち上げ、テストマーケティングを行ってきた。最初に取り組んだものは、天のつぶの新たなパッケージを首都圏で販売したことであるが、従来のパッケージよりも販売額がふえていると聞いている。

今年度はさらに5,000万円の予算を措置し、県内の各JAを主体に、それぞれ新たなパッケージをつくってもらった事業を開始した。簡単に述べると、各JAの先端的な米のブランドのパッケージが変わるよう進めている。また、今期デビューする里山のつぶなどについても、新たなロゴ、パッケージを検討中である。

佐久間俊男委員

先ほどの全国植樹祭のミニ版の関連で聞く。今回、全国植樹祭が参加者数8,000人と大変な成功で、県として最大の取り組みを行ったことについて、私からも謝意を表する。11月4日に開催されるミニ版の2,000万円の予算は恐らく可決されると思うが、市川海老蔵氏にボランティアで来てもらえるかと聞いている。私個人にも、二、三名であるが、市川海老蔵氏が本当に本県に来てくれるのかといったことが聞こえてきた。先日は8,000人の来場者の輸送関係で相当段取りをしたと思うが、この福島版の植樹祭の概要、規模、苗木の本数を聞く。また、その中で市川海老蔵氏を本県の緑のために、ある意味では風評払拭のために、どのように演出させてもらえるかが大きなポイントと考えるが、その辺がわかれば聞く。

森林保全課長

大会の詳細内容は今後の実行委員会で決定するが、事務局の考えを説明する。

市川海老蔵氏は現在長野県でABMORIという植樹プロジェクトを行っている。既に5回目の開催で、ことしは6月24日に開催され、全国から1,000人が参加し植樹活動を行った。この大会の趣旨は、長野県においてパブル期のリゾート開発によるスキー場が閉鎖され、そこを森林に取り戻したいと今取り組んでいる。市川海老蔵氏の植樹活動の取り組みは、麻央夫人が本県などで植樹の取り組みをしたことを契機とし、地球環境問題の中で自分ができることにかかわっていきたいと始めたものである。麻央夫人の関係とのつながりで、市川海老蔵氏から本県へ応援の申し出があった。

先般本県で開催した植樹祭では、国内外から多くの方に来てもらい、これまでの本県への震災支援に対する感謝の気持ちや復興の姿を広く発信できた。ただ、これを1回のイベントではなく、県民の森林づくりに対する機運が盛り上がっている今、継続して行う必要があると考えている。

その中で今回のふくしま植樹祭は、大きく3つのテーマを持っている。全国植樹祭の理念継承は当然であるが、今回も海岸防災林を会場として開催するため、一つは震災の記憶と教訓を次の世代に引き継ぐことである。2つ目は、震災被災地である本県では、科学的知見を取り入れた津波対策としての海岸防災林をつくっており、自然災害から命を守る森林づくり技術を国内外に発信したい。3つ目は、県でも海岸防災林整備の進捗状況をインターネット等で公表しているが、全国から来た多くの方に、本県の実情を正しく理解してもらい、植樹による人と人とのつながりによって、震災の風評・風化防止を図りたい。

次に、規模感である。長野県の植樹プロジェクトは1,000人であるが、昨年本県の海岸防災林において200日前イベントを開催したときは、参加者が1,100名、スタッフを入れると1,300名ぐらいの規模感であった。ふくしま植樹祭は同じ場所で開催するが、県内外の方と地元の方の交流も念頭に置き、3,000人程度の規模を考えている。

今回、長野県の植樹祭も全国ニュース等で報道されたが、市川海老蔵氏に来てもらえるため、県内外への情報発信が非常に期待できる。詳細については今後、6月定例会で予算を得た後に実行委員会で進めていくが、もう既に大会の問い合わせがある。

県で考えている大まかなイベントの中身としては、植樹や既に植えた海岸防災林の下刈り、雑草取り、木工教室により林業の循環的な部分も発信していきたい。

佐久間俊男委員

3,000人規模とのことで、全国植樹祭は8,000人であるため3分の1規模であるが、相当ボリュームのある福島版の植樹祭になると思っている。その際、この間は市町村長などを含め全員がバスで会場に集合した。今回も県民から一般公募して3,000人がそれぞれマイカーで行くと相当混み合うと思うが、会場の交通、輸送についてわかれば聞く。マイカーで行くのか、今回のように県内各地の拠点から会場に移動すると想定しているのか。

森林保全課長

詳細については先ほど述べたとおり実行委員会で決めていくため、県で今想定しているものを説明する。長野県で行っている事例を見ると、首都圏からも多く来場するため、県外参加者は福島駅や郡山駅からのバス輸送を考えている。県内参加者は、現地の海岸防災林等の中に駐車場等を確保し、植樹祭の式典会場まではバスによるピストン輸送を想定している。

宮川えみ子委員

全国植樹祭は8,000人の来場者とのことで、そのような一部の総括を踏まえての今度の計画だと思うが、8,000人が集まった経済効果や風評も含めた総括的なコメントを聞く。

それから全国植樹祭の場合は組織化されて集まってくるため、人数は多いものの比較的やりやすいが、県の植樹祭については、市川海老蔵効果が結構大きいのではないかと考えており、要するにPR効果で組織化されていない人がわっと来ると、いろいろ大変なイメージがある。その辺はどのように考えているか。

全国植樹祭推進室長

全国植樹祭の総括の部分で述べる。委員長を初め県議の方々には6月9日のレセプション、また、忙しい中、天候が悪い中、当日の大会へ出席いただき改めて感謝する。

大会当日は、県内外からはもとより、国外からも32カ国の大使に参加してもらった。式典会場では約8,000名の参加があり、県内に設けたサテライト会場、PR会場では大会当日約1万4,000名を超える方々の参加があった。さらには、今回の植樹祭でプレイベント等、1年前イベントや200日前イベント、植樹リレーなどの記念事業を実施しており、それを

含めるとトータルで4万9,000人弱と、実施計画の4万8,000人を上回る結果となっている。これは県民の理解と協力のたまものと改めて感謝しており、この大会開催を通して多くの方々に森林づくり活動への理解を深めてもらえたと考えている。

今回、津波で被災した場所を式典会場として開くことができた。海岸防災林の整備状況を初め県内外から来た方々に道すがら県内の復興状況を見てもらえたことにより、本県の復興の姿を発信できたと考えている。また、式典では、震災後の本県に対するさまざまな支援に対し、桜の苗木の贈呈を通じて、国内外へ感謝の気持ちを表現した。また、あわせて、若者を中心に演じたメインアトラクション、エピローグアトラクションなどを通じ、復興と再生に向け、福島県民が力強く歩んでいる元気な姿を発信できた。

経済効果については統計、集計等は実施していないが、この大会はトータルで約5万人が動いたため、大会の準備を含め、かなり大きな経済効果があったものと考えている。

森林保全課長

ふくしま植樹祭における効果について述べる。

市川海老蔵氏の効果については、先ほど述べた長野県の大会を見ると、申し込みを開始してから数時間で全国から1,000人を超える方の応募があり、急遽締め切りをしているようである。市川海老蔵氏が出ることにより、本県でも県外からの参加者がふえることが期待される。

また、大会の効果は少し別な切り口も考えており、海岸防災林は津波対策効果を十分に発揮するまでには20～30年がかかる。それまでの間は植えて終わりではなく、毎年の下刈り管理や除伐、間伐が必要になってくる。その木の成長と福島の震災や原発事故からの復興が重なるイメージを持ったイベントにしていきたい。全国から来る方で福島の応援団をつくり、毎年来て苗木の成長を見てもらうとともに、その中で福島の復興の姿を少しずつ目で見て実感してもらうことで風評や風化の防止につなげる。全国植樹祭は両陛下にも来てもらうイベントであるが、もう少しスタッフや県民、来場者が一体感を持ち、触れ合いの部分ができるだけ多くを持ったイベントにしていきたい。

具体的な経済効果の部分は、今後実行委員会でいろいろなものを検証しながら進めていくが、3,000人が一堂に会し森林づくりをすることは、事務局とすれば非常に大きなイベント効果が期待できると考えている。

宮川えみ子委員

先ほどの質問で、組織化されていない方がばっと1,000人くらい来る可能性があると思うが、その辺はどのように考えて対応しようとしているか。

森林保全課長

委員の指摘は個人的な参加に対する植樹のイベントをどう構築していくかということか。

宮川えみ子委員

勝手に来たときの交通整理や対応をどうするかである。

森林保全課長

参加者に安全に楽しんでもらうことを第一に考え、会場には入場制限を設けたい。当日無制限に人を入れてしまうと安全管理上の問題が出てくるため、そこはしっかりと事務局でコントロールできるよう実行委員会に諮りながら進めていきたい。

宮川えみ子委員

要望でよいが、「せっかく来たのに」といった悪いイメージとならないよう願う。

次に、種子法の問題について、要綱でやるとのことであり、なかなか大変な要綱となっているが、要綱だと予算の問題や内容の管理といったものが少し心配な感じがする。今まで法に基づいて管理してきた苦勞もあると思うが、その辺はどのように考えているか。

水田畑作課長

主要農作物種子法の廃止後の対応については本会議で部長が答弁した。

そもそも種子法とは、戦後混乱期の昭和27年、我が国の食料が厳しい時期に、日本人の主食である米と麦と豆を安定的に国民に供給していくため、各県の風土に合った奨励品種を選定し、育種をして、その種子を生産、普及させていくために国が設けたものである。これに基づき本年3月末日まで各県が主に農業試験場、本県は県農業総合センターの中に種子のもととなる原種、その親となる原原種を生産するところを設け、各県独自にいろいろなやり方で育種を行ってきた。

本県は震災前は全国第4位の米の生産県で、現在は作付制限されているところもあるため全国第7位となっているが、全国でもトップクラスである。平成30年産は、麦、大豆も同じであるが、ざっくり述べてみると、米は、一般の農家がつくる種子を供給する種子場を県内に約470ha設けており、いわき市四倉にも種子場がある。県内最大のは矢吹町中畑にあり、そういった8カ所の種子場から優良な種子をつくっている。

本年4月1日に種子法がなくなり、国はその根底、基礎を農業競争力強化支援法に移植した。要は民間も我々公的機関も一緒に優良な育種をしていくとの趣旨である。本県は種子法の時代から要綱に基づきしっかりと種子をつくってきており、本年4月1日以降種子法がなくなっても、要綱をきちんと制定し、かなり細かいところまで規定している。

なお、この中には大きく分けて2つ機能があり、今述べた農業試験場で原種と原原種をつくることと、種子場でつくった一般の農家に配る種子がきちんとしているかを検査することである。検査機能については、野菜や果樹と同じ種苗法の中にその機能が新たに移築されたため、県は県知事の名において、県内に出回る県でつくった種子の発芽率などをしっかりと担保する機能を今後とも維持していく。原種、原原種については、部長の本会議答弁のとおり、天のつぶ、里山のつぶは本県知的財産の粹である。我々の仲間が何年もかかりつくったまさに宝であるため、その部分については今後とも新しい品種も含め、しっかりと継続していく。

委員の指摘は、種子法がなくなり県が原種等の生産から後退する懸念だと思うが、我々は今述べたように、今後とも永続的にしっかりと原種等の生産を行っていくことを改めてこの場で誓う。予算的なことも述べると、県が実施する部分は、農業総合センターで原種をつくり、それを種子場に売り払う。売り払い収入が県に入り、その部分で基本的に原種生産を回しており、一般財源としては100万円程度が議会で承認されている。この100万円についても、昨年の種子法廃止法案の附帯決議に地方財政措置についてはしっかりと財務省に対し述べていくとあり、我々は全く危惧していない。したがって、予算的にも部長が本会議で述べた体制堅持を今後とも維持していく。

宮川えみ子委員

他に移管された部分や附帯決議の活用などとのことであるが、きょうの答弁のようにこれからもしっかり進めてほしい。

営農用太陽光発電について、全国でもいろいろ工夫して進めているようだが、県内は何カ所くらいで、全国と県の進み具合はどのようになっているのか。

また、小水力発電が進まないが、状況について聞く。

農業担い手課長

被災地における営農型発電の設置事例については、本年5月31日現在で49件である。

農村計画課長

小水力発電の現在の状況であるが、ダムを利用したり、用水路を利用して行う場合がある。ただ、農業用水は季節的な変動が多く、なかなか安定した水量が得られないことから、採算性などについて十分な検討が必要であることや、ごみの除去や発電場所が奥になるなど、いろいろな意味でのコストがかさむため、現在、小水力発電としては、国営事業で設置した農業用ダムや大規模な農業用水路の中で行っているところが県内で数カ所ある。

宮川えみ子委員

営農型発電が被災地で49件というのは全県で49件ということか。

農業担い手課長

営農型発電の全県の数字は67件で、先ほど述べたのは被災地を中心に設置されている件数である。

宮川えみ子委員

67件のうち49件が被災地と理解した。後ほど一覧を提出願いたい。

星公正委員長

資料の提出は可能か。

農業担い手課長

提出する。

宮川政夫副委員長

部長説明から2点ほど聞く。

1点目が海外の輸入規制措置の撤廃について、EU等撤廃するところがふえてきているにもかかわらずいまだに撤廃していない国は、内容を問題としているのか、逆にどういったところをクリアすれば撤廃するとやりとりをしているのか、国から情報が入っていれば聞く。

2点目は、ことしはコウナゴの売れ行きがかなりよかったとのことであるが、取引額について、震災前の単価でやりとりができていいのか、買ったたき等があつて安いから売れているといった要素があつたのかを聞く。

農産物流通課長

輸入規制の緩和については、先ほど部長が述べたとおり最大で54の国、地域で輸入規制が行われていたが、今は27の国、地域にまで半減している。

国と連携した情報発信や、香港などでのイベントを通じ、本県産のすぐれた品質や厳重な安全対策を一般の消費者などにも発信している。各国の政府は十分に安全性を理解しているものの、政治的要因や一般消費者の理解が得られないことなどから、本県産については、まだ周囲の県と一歩違った捉え方をしている。それについては、現状をきちんと正確に把握してもらえよう今後とも進めていきたい。

水産課長

コウナゴについて、今年度の県内の水揚げ量は、昨年度の1.8倍となる1,076 tである。金額的にも昨年度の1.8倍の4

億7,300万円となり、これは生のコウナゴの相馬市を中心とした水揚げの結果である。単価で述べると、震災前の平成22年度は142円/kg、今年度は473円/kgであり、全国的な不漁により単価的にも当時の3倍強であるため、特に買ったときはないと認識している。

製品になった築地のコウナゴ干しについては、量としては昨年度の1.6倍である165 tで、これは全国の築地出荷量の50.8%であり、過半数を本県のコウナゴが占めている。金額的にも3億8,000万円と全国の出荷金額の54%を占めている。

高橋秀樹委員

先ほどの種子法の関連で確認する。説明は十分理解したが、種子法が昨年廃止になりことし4月から施行となる中で、その背景は民間企業とのことであるが、やはりそこはある程度外圧があったと私自身は考える。今まで国が種子法で行ってきた中でも、基本的には県が全ての原種、原原種を守ってきたこともよくわかる。そういったものをなぜ今回廃止をしてまで、このように同じようにやっていくのかという中において、先ほど要綱でやっていけると説明があったが、我々はやはり若干不安が残っている。

まず一つは、今後のあり方として要綱だけでいけるのか。基本条例的なものを県としては考えていないのか。

2つ目は予算措置について、現時点では国がある程度面倒を見てくれて、今までの県のやり方であれば多少の負担だけで済むが、今後イノベーションの関係や民間となれば、もっと予算が必要になってくる可能性がある。そのときに、国からの予算措置がない場合、本当に県だけでやっていけるのか。

3つ目は、先ほど説明があった天のつぶのような知的財産があり、今後いろいろと新商品、改良品が出てくる中において、以前、イチゴが既に中国で勝手に使われてしまっている事例があった。要は先ほど話があった「ふくしまプライド。」でつくったものをしっかりと知的財産として管理できるのか、それを本県だけでできるのか。以上3点を今回のこの要綱だけでできるのかを確認したい。

水田畑作課長

現在のところ、種子法廃止後に新たに条例を制定した県は3県である。宮城県は種子奨励品種の審査に限った条例を設けているが、全体としては要綱でやっている。

種子法があったときも現在も、本県のほかに35県が要綱と要領を制定して行っており、全国的には要綱等で種子法を補いながら行っている。我々としては条例の部分もいろいろ勉強しているが、部長が本会議で述べたとおり今後とも要綱で十分進めていける。

予算については、農業総合センターが研究員やアルバイトなども含め、原種等をずっとつくっていくが、暑い時期には草丈が伸びたものや形態が違うものなど異型排除をしなくてはならない。そういったものにたくさんの労働力がかかるが、県が売り払うときには約500円/kgである。例えば中畑の種子場の農家がつくったものを一般の農家に売るときも大体500円であり、我々の給料分をどう反映するかは問題であるが、単純に計算すればもう500円では済まず、物すごく高いと思う。しかしそのようなことではなく、地方公共団体である県は、農家のためにそういったものをしっかり行うとの使命に基づいてやっている。

なお、昨年度は約8,000万円の予算を県議会に認めてもらい、会津坂下町にある種子の調製ラインをリニューアルした。委員指摘のように今後必要な場合は、国庫事業などいろいろ利用し、なるべく県の一般財源の手出しを少なくする形で、古くなる資機材といったものにも対応していきたい。

今委員からあった外資については、外資メジャーに乗っ取られるとの捉え方をしている報道もある。一般的な話ではあるが、外資メジャーが行っているのは、例えば油をとるための大豆や牛の餌になるトウモロコシなどである。大量に、何千町歩の土地を一つの品種で耕作することでもうかる仕組みになっている。しかし、日本は物すごくたくさん品種があるため、そこに持ってきて何かをすることは恐らく採算が合わず、マーケット的には魅力がない国と言われており、外資に

乗っ取られることは多分ない。

また、知的財産の面から述べると、天のつぶ、里山のつぶについては種苗法で育成者権をとっており、その部分については財産権をしっかり付与し、開発された品種については法的にしっかり担保しながら、今後とも試験研究をしっかり進めていく。報道を見ると、種子法がなくなりどうなのかといった話もあるが、いずれにしても、改めてしっかりと堅持していく。

農業振興課長

本県で育成開発した品種の権利を守る仕組みについて、国内においては、種苗法に基づき品種登録しており、育成者権が25～30年間守られる仕組みとなっている。

委員指摘の海外への持ち出しについては、新品種の保護に関する国際条約であるユボフ条約があり、75の国と地域が加盟している。これらの国々で新品種を登録すれば、他人が無断で栽培や青果物販売ができない仕組みとなっている。

平昌オリンピックでカーリング女子が食べていたイチゴは日本の品種との話題もあったが、日本からそのイチゴが持ち込まれた当時、韓国ではイチゴは品種登録の対象でなかったため、育成者権を主張できなかったと聞いている。

国内の有望な新品種の知的財産をしっかり保護していかなければならない。いろいろな品種がある本県の農林水産物が、将来において海外に流出し育成や販売をされてしまうおそれもあるため、先ほど述べたユボフ条約に加え、都道府県で構成する農産物知的財産権保護ネットワークに本県も参画して情報収集し、また、国でも品種保護制度をしっかり整備拡充していく考えで動き出しているため、その動きを情報収集していきたい。

水野さちこ委員

農林水産委員会の県内調査の際に会津農林事務所でも質問したが、酒米を推進すると言っているものの、日本酒金賞受賞数日本一とはいえ、なかなか酒蔵とのマッチングがとれずに県内の酒米をそのまま使う形ではない状況だと思う。今県では飼料用米や酒米などいろいろつくっていると思うが、酒米についてはこれから県としてどのように進めていくのか。

水田畑作課長

酒米について、本会議で部長から小林議員へ答弁した。

酒をつくる場合、酒のもとになる酒造好適米と増量材となる掛米があるが、掛米は一般的に完全には区分されていないため、ここでは酒造好適米を酒米ということで述べる。

酒米には五百万石や吟醸系に向く山田錦といったものがある。本県ではオリジナルの夢の香があり、ここ10年で2倍の面積となる約450haまでふえてきた。本県の酒蔵は会津を中心に五十数蔵あるが、酒米は関西地方の暖かいところのできる品種が多く、県内の酒蔵も関西以西から買うことが主であった。

近年酒を飲む世代がどんどん減ってきて、酒そのものの需要も減っているが、吟醸系や大吟醸系の非常に高級志向の部分は徐々に伸びており、酒蔵も自分自身の銘柄をつくりたい、地場の酒米、地場の水で地産地消100%の酒をつくりたいというところが多くなった。我々が平成27年度に県内42の酒蔵にアンケートを行ったところ、74%の31の酒蔵で、県産米を使いたい、これからぜひふやしたいとの意向があった。それを受け、農林水産部が酒蔵の施設整備に直接助成する支援制度を28年度から設けた。しっかりと調査していないが、恐らく全国で本県だけだと思う。それによってこれまで十数件の酒蔵に対し、例えば冷蔵用タンクや製麹装置などへの助成をしており、非常に喜ばれている。助成の条件には100%本県産の酒米による酒をふやすことがあるため、どんどんふえてきている。

これまで、酒蔵は酒蔵だけで話し、稲作農家は稲作農家だけで話す部分があった。一番のポイントは価格で、稲作農家からすれば酒米はコシヒカリよりもとれないため酒米を高く買ってほしいが、酒蔵は安く買いたい。いつもそのせめぎ合いがある。

互いの意見を言い合っただけでは困るので、今月10日に我々が事務局となり福島県産酒造好適米推進連携会議を設け、双方に来てもらい、本県の酒米を今後どのように利用するか、いろいろ意見交換する場をつくりたい。そこは本音ベースだと思う。そのような場を利用し、現在金賞受賞数6年連続日本一であり、本県の酒米を使って金賞をとれる酒蔵がふえているため、そういったところを我々としては応援していきたい。ただ、米の生産調整上のところから述べると、本県の6万強haのうちわずか400haが酒米である。非常に数字は小さいが、買う方とつくる方が顔の見える、しかも播種前から幾らだとわかる経営までを含めた意見交換をしていきたい。

宮川えみ子委員

種子法について、条例でやらないとのことであるが、長期的な問題だとやはり不安が残るとの声があるので、いろいろ研究して長期的にもきちんとできるように願う。

TPPとEPAの問題で、調査資料に県が減少額を試算したとの記事があるが、その中で、集成材が結構影響を受けると金額が載っている。この説明を願う。

農林企画課長

日EU・EPAとTPP11に関する集成材の影響については、我々の分析によると、日EU・EPAで構造用集成材等の生産額への影響として、5.5～10.9億円の減少が見込まれると試算している。

宮川えみ子委員

もう少し詳しく願う。

農林企画課長

日EU・EPAが発効すれば、参加国から我が国に対する構造用集成材の輸入がふえ、本県の構造用集成材に及ぶ影響を試算するとそのような額となる。

宮川えみ子委員

これは結構力を入れているところかと思うが、対応策を聞く。

林業振興課長

日EU・EPAについては、これが話題になったときに関係者へアンケート調査を行った。その結果、即時の体質強化や輸出対策等を求める声はなかったが、関税の削減や撤廃の動きが始まった場合にどのような影響があるか注視していくのはもちろん、その影響が確認された場合には対応を検討していかなければならないと考える。

宮川えみ子委員

調査資料の森林の外国資本による買い付け状況について、この一覧表を見ると、中国やいろいろな国が日本の森林を買っている。平成29年はいわき市が日本で一番買い取り面積が大きかったが、ずっとこれが広がっていくことにより考えられる影響をどのように見ているか。

森林計画課長

海外資本による森林買収については、農林水産省がプレスリリースした平成29年1～12月の外国資本による森林買収として全国で44件、148haあり、本県においては、アメリカ合衆国の太陽光発電事業用地としていわき市で1件、90haであ

った。

森林の売買等に当たっては、森林取得時の届け出制度があり、林地開発許可制度の運用を適正に図ることによって、森林の適正な保全に努めていきたい。

宮川えみ子委員

今後どのようなかわからないが、今までの政策の中では森林が収入を生み出すことがなかなか難しく、荒れていたりする。買収がもっと進んでいくと、活用や管理などがどうなっていくのか心配である。主に管理の問題でその辺はどうか。

森林計画課長

森林管理については、先月森林経営管理法が成立し、森林所有者による森林管理の責務は当然あるが、なかなか厳しい中で立ち行かない部分もあるため、そういったものについて市町村に経営管理権を集積し、さらに経済ベースに乗る部分については意欲と能力のある林業経営者に経営を委ね、経済ベースに乗らない部分については市町村がみずから管理する新たな制度ができた。来年度からとなるが、その適正な運用に努めていく。

宮川えみ子委員

例えばこのような外国資本が買い付けて管理がきちんとされていない場合には、県が管理するのか。

森林計画課長

まず外国資本による森林買収の部分については、当然外国に限らずきちんと保全される前提があるが、売買を規制することはなかなか難しい。森林所有者による経営が難しいものについては、その市町村に集積して管理することになるが、森林を大規模に買い入れ、手入れが行き届かない部分について市町村に全て丸々投げるのかとなればなかなかそうもならないと思うので、きちんとした対応を求めていくことになる。

宮川えみ子委員

長い目で見るといろいろな困難が出てくる感じを持つが、国ではそのようなものを規制する方向はないのか。

森林計画課長

土地の売買等については、国土利用計画法の売買の届け出などさまざまな手続が定められているため、そういった手続に基づき適正な対応をしてもらおうこととなる。